

姫路海上保安部長公示第5-1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、相生港において、次のとおり航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により公示する。

令和5年5月15日

姫路海上保安部長



相生港における2023相生ペーロン祭前夜祭海上花火大会実施に伴う航泊の禁止について

令和5年5月27日、兵庫県相生市旭1丁目地先海域において標記花火大会が実施されるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。（当該作業に従事する船舶及び官公庁所属の船舶を除く。）

記

1 期間

令和5年5月27日（土）1930から2050まで又は花火打上げ終了時

2 区域

次のイ点からロ点に至る陸岸線及びロ点からホ点並びにホ点からニ点を結ぶ線で囲まれた海域

基点 相生港内、工和橋北側護岸と東側基部の交点

イ点 基点から 94度 560メートルの地点

ロ点 イ点から 141度 480メートルの地点

ハ点 ロ点から 205度 200メートルの地点

ニ点 ハ点から 290度 120メートルの地点

ホ点 ニ点から 320度 520メートルの地点

3 その他

(1) 航泊禁止区域を明示するため、別図のとおりイ点とホ点を結ぶ線上に標識灯（単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離2.7km）6基、ロ点とハ点を結ぶ線上に船舶進入防止用工作物を展張し、標識灯（単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離2.7km）5基が設置される。

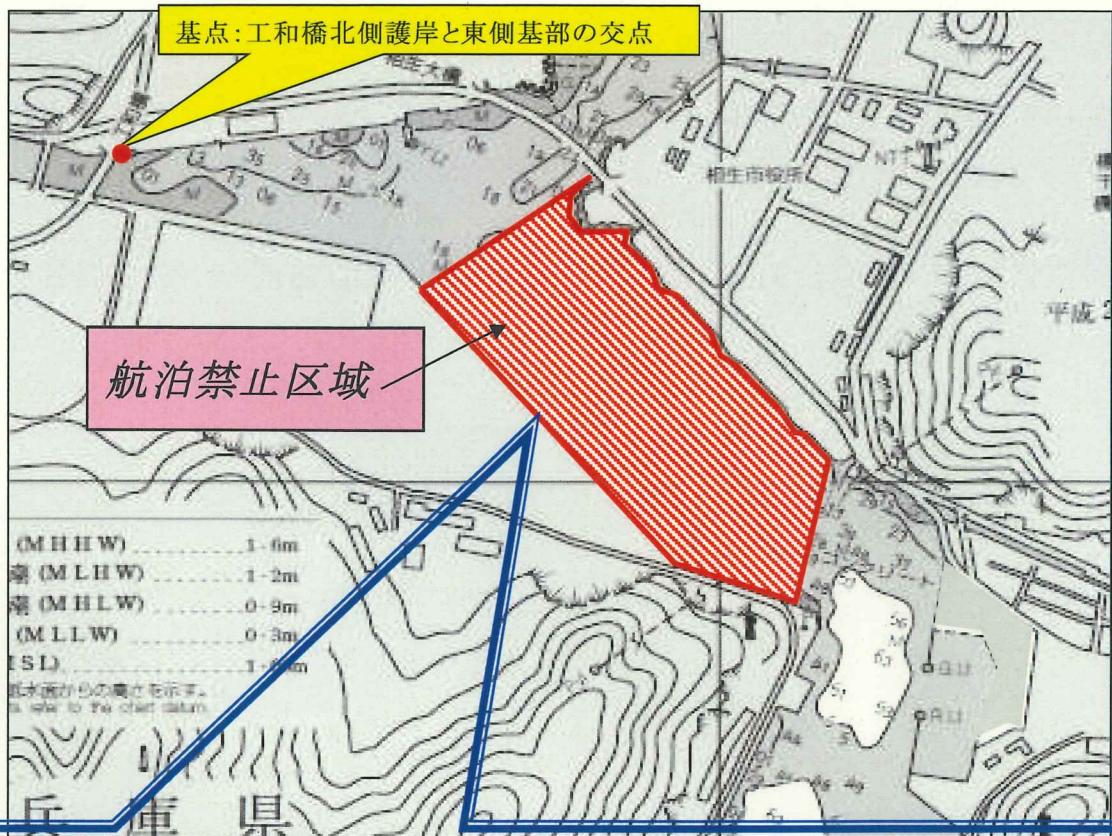
船舶進入防止用工作物の先端（ロ点側）に、25メートルの開口部を設けている。

(2) 周辺海域には、警戒船7隻が配備されている。

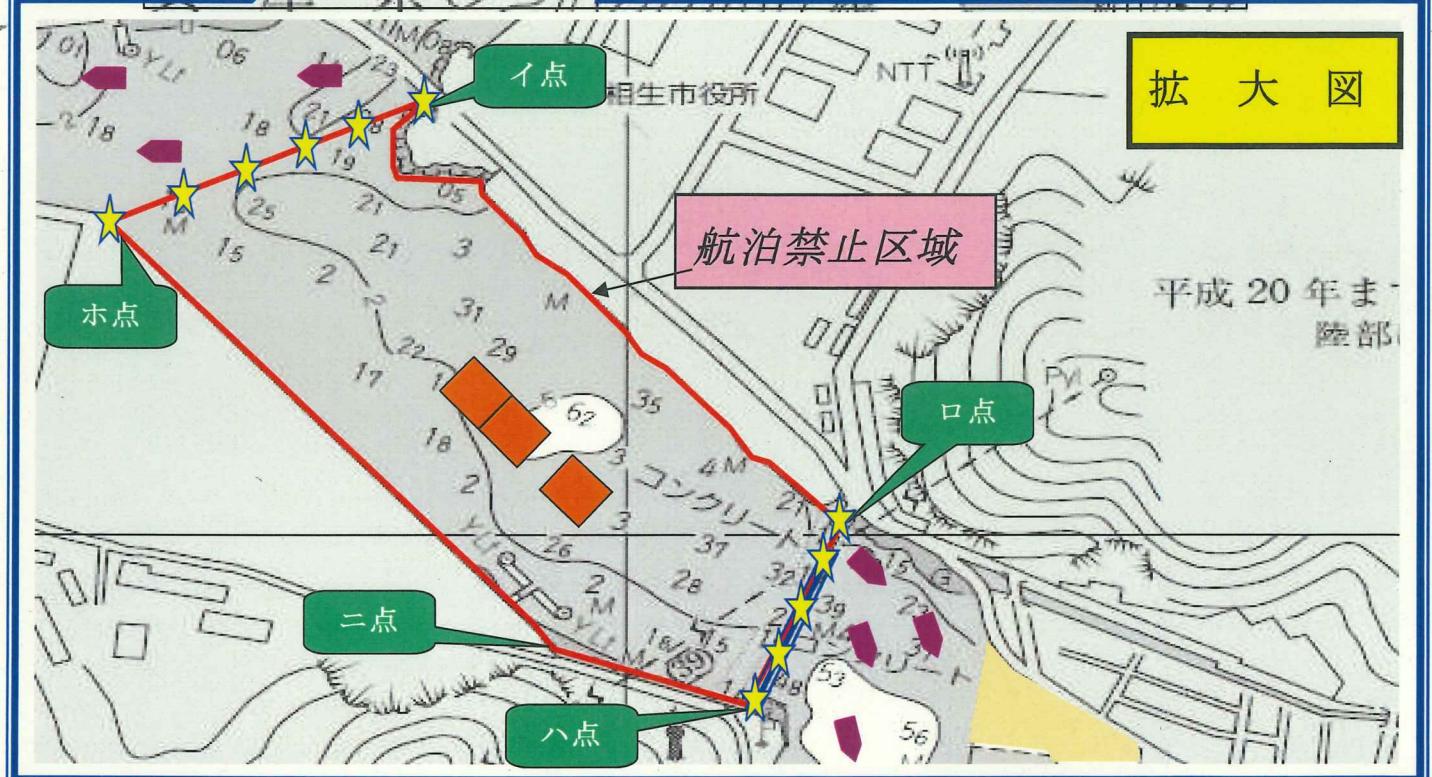
(3) 1500頃から水路中央部付近に、花火打揚げ台船3隻が係止されている。

(4) 本花火大会終了時をもって、船舶進入防止用工作物は開放・標識灯は撤去される。

別図



拡大図



基点 相生港内、工和橋北側護岸と東側基部の交点

イ点 基点から 94度 560メートルの地点

口点 イ点から 141度 480メートルの地点

ハ点 口点から 205度 200メートルの地点

ニ点 ハ点から 290度 120メートルの地点

ホ点 ニ点から 320度 520メートルの地点

※全て護岸上

凡例

- 船舶進入防止用工作物
- 標識灯(黄色4秒1閃光、光達距離2.7km)
- 警戒船
- 花火打上げ台船